平成２９年（フ）第１５５号
大分市曲283番地　有料老人ホーム満天110号室、住民票上の住所大分市大字常行478番地の13
破産者　高下　知男
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４号
釧路市寿１丁目７番1607号　道営住宅ＤＨ10Ｂ　1607号室
破産者　河村あゆみ
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
岩手県遠野市青笹町糠前31地割22番地５、住民票上の住所岩手県遠野市青笹町糠前31地割21番地８
破産者　菊池　　保
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
宮城県石巻市相野谷字飯野川町77番地、前住所宮城県桃生郡河北町相野谷字飯野川町94番地
破産者　川口　洋平
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
福島県須賀川市大町80番地
破産者　鈴木　　満
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
相模原市南区当麻1191番地２
破産者　相川みゆき
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０６号
相模原市中央区星が丘４丁目１番20号　富洋星が丘マンション303
破産者　本田　勝博
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５７号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10557番地２　ブレストンコート103
破産者　上島　範子
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第７４９号
静岡県島田市細島1775番地の５、旧住所静岡県島田市身成214番地
破産者　冨澤　保宏
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２号
静岡県三島市（若松町）4634番地の１　河野アパートＢ―101
破産者　木下　昭則
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
静岡県浜松市東区天王町606番地　ナイスアーバン天王町901号室
破産者　泉本　　誠
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９９３号
京都市伏見区深草ヲカヤ町８－８　レオパレス伏見第５―203号、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区桃山紅雪町61番地　レオパレス紅雪南　106
破産者　西原　裕光
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５７号
京都市右京区花園扇野町18番地　マンションサンライズ202
破産者　澤　　義明
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６２号
京都府城陽市市辺南垣内118―13、住民票上の住所京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒33番地の４
破産者　山西　啓太
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５２号
京都市山科区竹鼻西ノ口町35―１　プルーリオン竹鼻401号室、住民票上の住所京都市伏見区桃山町大島38番地100
破産者　勝賀野昌彦
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９７号
京都市東山区新宮川町通五条上る２丁目山田町501番地　レックス清水五条402、開始決定時の住所京都市下京区加茂川筋六軒上る八ツ柳町350番地
破産者　南口　　薫
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
神戸市兵庫区夢野町３丁目１番１号、従前の住所神戸市長田区片山町３丁目10番15号
破産者　竹田　淳一
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５３号
奈良市南新町19―１南新町ビル602号、破産申立時の住所奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目19番24―410号
破産者　稲澤　哲郎
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所